

日医発第 544 号(健Ⅱ)(介護)

令和 8 年 6 月 1 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」の一部改正について

標記事業につきましては、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」(平成 28 年 3 月 30 日付障発 0330 第 16 号)の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱」に基づき実施されているところです。

今般、同事業実施要綱の一部改正がなされ、厚生労働省より各都道府県知事等宛別添の通知がなされましたので情報提供いたします(令和 8 年 4 月 1 日から適用)。

主な改正内容は、今年度より同事業の実施主体に国立精神・神経医療研究センターが追加されたことに伴い関係箇所を修正するものです。

なお、国立精神・神経医療研究センターが実施するかかりつけ医等発達障害対応力向上研修についても、日医かかりつけ医機能研修制度の応用研修における「関連する他の研修会」に該当することを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ならびに行政より同事業について依頼があった際の協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

障発0604第1号  
令和8年6月4日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」の一部改正について

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業については、平成28年3月30日障発0330第16号通知の別紙「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱」により実施されているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和8年4月1日から適用することとされたので通知する。

(新)	(旧)
<p>障発 0330 第 16 号 平成 28 年 3 月 30 日</p> <p>一部改正 障発 0409 第 10 号 平成 30 年 4 月 9 日</p> <p>一部改正 障発 0327 第 24 号 平成 31 年 3 月 27 日</p> <p>一部改正 障発 0507 第 4 号 令和元年 5 月 7 日</p> <p>一部改正 障発 0324 第 8 号 令和 2 年 3 月 24 日</p> <p>一部改正 障発 0604 第 1 号 令和 8 年 6 月 4 日</p>	<p>障発 0330 第 16 号 平成 28 年 3 月 30 日</p> <p>障発 0409 第 10 号 平成 30 年 4 月 9 日</p> <p>障発 0327 第 24 号 平成 31 年 3 月 27 日</p> <p>障発 0507 第 4 号 令和元年 5 月 7 日</p> <p>障発 0324 第 8 号 令和 2 年 3 月 24 日</p>
<p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p>	<p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p>
<p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について</p> <p>発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的として、別紙のとおり実施要綱を定め、平成28年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施にご協力願いたい。</p>	<p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について</p> <p>発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的として、別紙のとおり実施要綱を定め、平成28年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施にご協力願いたい。</p>

(新)	(旧)
<p>(別紙)</p> <p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱</p> <p>(1) 目的          発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修(国立精神・神経医療研究センターで実施している「<u>発達障害者支援研修</u>」をいう。以下「国の研修」という。)の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体          本事業の実施主体は、<u>都道府県及び指定都市並びに国立精神・神経医療研究センターとする。ただし、都道府県及び指定都市の長は、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。</u></p> <p>(3) 研修対象者          ① <u>都道府県及び指定都市が実施する場合</u>          各都道府県及び指定都市管内で勤務(開業を含む。)する医療従事者等とする。          ② <u>国立精神・神経医療研究センターが実施する場合</u>          各都道府県及び指定都市の長から受講の推薦を受けた医療従事者等とする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱</p> <p>(1) 目的          発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修(国立精神・神経医療研究センターで実施している「<u>発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ</u>」、「<u>発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅡ</u>」、「<u>発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅢ</u>」をいう。以下「国の研修」という。)の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体          本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。</p> <p>(3) 研修対象者          各都道府県及び指定都市管内で勤務(開業を含む)する医療従事者等とする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>

(新)	(旧)
<p>(6) 修了証書等の交付等</p> <p>ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、<u>様式1の例を参考に修了証書を交付することができる。</u></p> <p>イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。</p> <p>ウ <u>都道府県及び指定都市の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。なお、<u>国立精神・神経医療研究センターの長は、研修修了者の情報を当該研修修了者の所属する都道府県及び指定都市に対して提供するものとし、都道府県及び指定都市の長は、当該情報についても、前段に規定する研修修了者のリスト等に掲載するものとする。</u></u></p>	<p>(6) 修了証書等の交付等</p> <p>ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、<u>別途定める様式1の例を参考に修了証書を交付することができる。</u></p> <p>イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。</p> <p>ウ <u>実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。</u></p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>
<p>(8) その他</p> <p>ア <u>都道府県及び指定都市の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国の研修の受講者等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と緊密に連携するものとする。</u></p> <p>イ <u>都道府県及び指定都市の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。</u></p>	<p>(8) その他</p> <p>ア <u>実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と緊密に連携するものとする。</u></p> <p>イ <u>実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。</u></p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>

(新)	(旧)
<p>(様式1)</p> <p>(例)</p> <p>第 (名簿とリンクさせる) 号</p> <p>修了証書</p> <p>氏名</p> <p>あなたは(自治体名又は国立精神・神経医療研究センター)が実施した発達障害かかりつけ医等対応力向上研修を修了したことを証します</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>実施主体の長など ○ ○ ○ ○</p>	<p>(様式1)</p> <p>(例)</p> <p>第 (名簿とリンクさせる) 号</p> <p>修了証書</p> <p>氏名</p> <p>あなたは(自治体名)が実施した発達障害かかりつけ医等対応力向上研修を修了したことを証します</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>実施主体の長など ○ ○ ○ ○</p>

障発 0330 第 16 号  
平成 28 年 3 月 30 日  
一部改正 障発 0409 第 10 号  
平成 30 年 4 月 9 日  
一部改正 障発 0327 第 24 号  
平成 31 年 3 月 27 日  
一部改正 障発 0507 第 4 号  
令和 元年 5 月 7 日  
一部改正 障発 0234 第 8 号  
令和 2 年 3 月 24 日  
一部改正 障発 0604 第 1 号  
令和 8 年 6 月 4 日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

#### かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的として、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施にご協力願いたい。

(別紙)

## かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱

### (1) 目的

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害者支援研修」をいう。以下「国の研修」という。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市並びに国立精神・神経医療研究センターとする。ただし、都道府県及び指定都市の長は、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

### (3) 研修対象者

#### ① 都道府県及び指定都市が実施する場合

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む。）する医療従事者等とする。

#### ② 国立精神・神経医療研究センターが実施する場合

各都道府県及び指定都市の長から受講の推薦を受けた医療従事者等とする。ただし、オンデマンド配信により実施する場合、各都道府県及び指定都市の長からの受講の推薦は要しない。

### (4) 研修内容

研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。その際、国の研修を踏まえた、研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。なお、地域の実情に応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。

### (5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

### (6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、様式1の例を参考に、修了証書を交付することができる。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するもの

とする。

ウ 都道府県及び指定都市の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。なお、国立精神・神経医療研究センターの長は、研修修了者の情報を当該研修修了者の所属する都道府県及び指定都市に対して提供するものとし、都道府県及び指定都市の長は、当該情報についても、前段に規定する研修修了者のリスト等に掲載するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び指定都市の長が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 都道府県及び指定都市の長は、本事業の実施に当たっては国の研修の受講者等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 都道府県及び指定都市の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(様式1)

(例)

第 (名簿とリンクさせる) 号

修 了 証 書

氏 名

あなたは (自治体名又は国立精神・神経医療研究センター) が実施した発達障害かかりつけ医等対応力向上研修を修了したことを証します

令和 年 月 日

実施主体の長など

○ ○ ○ ○